

パナマ

主要データ

国名（英名）	パナマ共和国 (Republic of Panama)
面積（km ² ）	75,517
海岸線延長（km）	2,490
人口（百万人）	4.18
人口密度（人/km ² ）	55.4
GDP（bUS\$）	65.06
一人当たり GDP（US\$）	15,643
主要鉱産物：鉱石	銅、金
主要鉱産物：地金	特になし
鉱業管轄官庁	商工省 (Ministerio de Comercio e Industrias) 国家鉱物資源局 (Dirección Nacional de Recursos Minerales)
鉱業関連政府機関	特になし
鉱業法	鉱物資源法 (Ley No. 23 de 1963, Código de Recursos Minerales) 探鉱鉱区の期限は 4 年。採掘鉱区の期限は 25 年 (注) Ley No. 13 de 2012 等により改正
ロイヤルティ	鉱物資源法第 210 条～221 条 非金属鉱物：2%、貴金属を除く金属鉱物：2%、沖積層の貴金属鉱物：4%、沖積層以外の貴金属鉱物：2%
外資法	投資保護法 (Ley No. 54 de 1998, Medidas para la Estabilidad Jurídica de las Inversiones) 外資 100% の参入が可能
環境規制法（環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等）	環境基本法 (Ley No. 41 de 1998, Ley General de Medio Ambiente) ・環境影響評価実施の義務有り ・天然資源の探査・開発において、先住民共同体に損害を与えないことが明記
鉱業公社	なし ※かつて存在していた「Cerro Colorado 鉱山開発公社 (Corporación Minero Cerro Colorado)」は、2012 年 3 月に成立した「Ngäbe-Buglé (ノバ・ブグレ) 先住民自治区の資源保護に関する法律」により解散
鉱業活動中の民間企業	加 First Quantam Minerals 社、加 Orla Mining 社、等

1. 鉱業一般のトピックス

パナマ共和国は、南米から北米にかけて連なる斑岩銅鉱床ベルトに位置し、世界でも有数の未開発大規模銅鉱床が存在するが、同国では 1990 年代後半にかけて金鉱山やマンガン鉱山で小規模な採掘が行われていた程度で、目立った鉱山開発は行われてこなかった。2013 年には、加 Petaquilla Minerals 社の Molejón 金鉱山 (Colón 県) が経営問題により操業を停止 (2014 年第 1 四半期まで)

トックによる生産は継続された) し、それ以降は同国において操業を行っている金属鉱山は1件も存在しない状況が長年続いた。そのような中、2019年2月、国内民間投資案件として過去最大となるCobre Panamá銅鉱山が試験操業を開始した。同鉱山の生産量は順調に増加し、2019年9月1日には当初計画より1カ月前倒しで商業生産を開始し、2019年銅粗鉱生産量は38,583千t、2020年には85百万t/年、2023年には100百万t/年が目標とされている。投資額は6.7kUS\$で、マイナライフは36年、キャッシュフローは2020年にプラスに転じることが予想され、2024年には投資回収が見込まれている(※2019年同社発表による)。なお、同鉱山権益は、First Quantum社が90%、韓国鉱物資源公社(KORES)が10%を保有するが、KORESは保有権益の売却を希望しており、2019年8月には入札が行われたものの不調となったため、今後再入札が実施される予定となっている。

2. 鉱業政策の主なトピックス

2014~2019年、Valera政権下において鉱業モラトリアム法案が国会で審議入りし、結果承認されることはなかったものの、2013年以降新たに鉱業コンセッションが承認された実績はない。その主な理由の一つは過去の環境汚染問題であり、加Greenstone Resources社のSanta Rosa金鉱山やMolejón金鉱山が経営問題により操業を停止し、最終的に閉山措置を講じないまま放棄されたことから、坑廃水による環境汚染問題が発生した。その後政府が同問題を引き継ぐこととなり、国民も新たな鉱山開発を認めるという風潮にはならなかった。しかしながら、Valera前大統領は任期終盤にCobre Panamá銅鉱山を視察し、同鉱山がパナマ運河や観光業と並ぶ貴重な収入源となることから同国にとって鉱業は重要産業であるとのコメントを残し、鉱業界にとって明るい兆しが見え始めた。この流れの中で2019年7月にCortizo政権が誕生し、大統領はCobre Panamá銅鉱山がもたらす経済、雇用、地域発展の効果を理解しており、鉱業開発に対しポジティブな方針を示している。

国家鉱物資源部における2020年政策方針の一つとして、活動実績のない鉱業コンセッションの見直しを計画している。パナマにはこれら鉱業活動が行われていない鉱業コンセッションが散在しており、実績のない鉱業コンセッション権者には返還命令を課し、鉱区を開放し新たな投資を呼び込む方針である。一方で、同国の鉱業政策には長いブランクがあり専門知識を有する人材が不足していることから、現在はカナダ、トルコ等の国際資源関連大学の協力を得ながら人材育成を進めている段階にある。

3. その他トピックス

(1) COVID-19感染拡大により、Cobre Panamá銅鉱山が約3カ月間に亘り操業停止

COVID-19感染拡大により、2020年4月6日、政府はCobre Panamá鉱山操業の一時停止を命じ、同鉱山は保安体制に入った。5月12日、保健省は全6ブロックからなる経済活動再開計画を発表し、その中で金属鉱業部門は最終の第6ブロックまで再開が認められないこととなった。これに対しFirst Quantum社の現地法人であるMinera Panamá社は、6月に最高裁判所に対し活動制限解除を求め、アンパロ請求(憲法権利保護請求)を行った。その後、保健省が7月3付けで同鉱山の操業再開を許可し、ガイドラインに従い段階的な生産回復が計画されている。6月27日付け同社公式発表によると、COVID-19により労働者202人が感染、5人が犠牲となったものの、残り197人全員が感染から回復し、同日時点で労働者の感染はゼロであることが発表された。7月時点で操業再開に向けた準備が進められており、労働者数を1.5~2千人に限定し「14日間の隔離—14日間の勤務—14日間の休暇」という新たな

ローテーションを組み、鉱山内感染の未然防止を徹底している。なお、First Quantum 社が発表した第 2 四半期 MD&A によると、2020 年の生産目標は、銅 180～200 千 t(当初目標 285～310 千 t)、金 2.18～2.49t(当初目標 3.73～4.04t)に引き下げられた。また、生産一時停止期間中に週当たり 4m～6mUS\$の損益が生じると発表している。

(2) Cobre Panamá 銅鉱山コンセッション契約の正当性をめぐる問題

2017 年 12 月 21 日最高裁判所は、1997 年 2 月にパナマ政府と加 Petaquilla Minerals 社(現 Minera Panamá 社)の間で締結されたコンセッション契約承認のための 1997 年法第 9 号について、憲法違反と判決を下した。最高裁判所による発表では、1997 年法第 9 号により承認された契約は社会福祉や公益に反し、公共調達の基本原則を無視したものと考えられるほか、当時の国民議会が明確な憲法と法律を定める義務を果たしておらず、その結果、国民が健全な環境下で生活することを確保する義務を怠ったと強調した。これに対し 2018 年、First Quantum 社はこの判決を覆すため訴訟を開始し、2019 年 4 月にはパナマ貿易産業省(MICI)が、1997 年法第 9 号に基づく契約の有効性を示す法案第 766 号を国民議会に提出したが、議会の経済委員会はこの法案を承認しなかった。同委員会はその理由として、Minera Panamá 社との間で締結されている契約ではロイヤルティ率が 2%と定められているものの、採掘によりもたらされる環境影響を考慮すると最低でも 10%の支払いが必要と考えられるほか、周辺住民はこれまでの投資による恩恵を受けておらず、極度の貧困状態にあるとした。その後 7 月、First Quantum 社は地元紙に対し、同月に発足した Cortizo 新政権が同社に対し協力的な姿勢を示しており、すでに新副大統領と会合済みで協議は継続しているものの、同社は問題解決に前向きな姿勢であると明かした。

(2020.09.17 バンクーバー事務所 佐藤すみれ)